

令和3年第2回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日(水)
開会時刻：9時58分 閉会時刻：10時28分
2. 早島町役場 2階第一会議室
3. 出席委員
11名
4. 欠席委員
なし
5. 傍聴人数
なし
6. 議事日程
議案第3号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
7. 農業委員会事務局員
2名

事務局（●● ●●君）

補足ですが、●●さんは現在●●歳で、●●●●●●●●へ勤められており、そこでいちごの栽培をされています。昨年の秋に「自分でいちごを栽培したい。」とのことで農地の借受のご相談があり、この度の申請に至っております。

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第3号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第3号・番号1は承認されました。

続きまして、日程2の議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書4ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてですが、番号1について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島字佃●●●●番●、地目が田、面積が351㎡で、農地区分は第2種です。譲渡し人は早島町早島●●●●番地●にお住いの●● ●●さん、譲受人は早島町早島●●●●番地●にお住いの●● ●●さんでございます。転用目的は露天駐車場で、申請事由は「自宅前面道路の拡幅により敷地の一部が失われることを受け、新たな駐車スペースを確保する必要があるため。」です。位置図は5ページとなります。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 ●● ●●委員からよろしく願います。

8番（●● ●●君）

2月8日に現地確認を行いました。場所は●●●●の北側になります。●●の拡幅工事により、自宅はすでに南側に移設されています。これにより駐車場がなくなるということで、水路を挟んだ南側の申請地を買って駐車場されるということです。以上です。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

6番（● ●君）

この申請には大きな問題があります。申請地はもともと約1反2畝ですが、この度分筆しています。残りの田んぼはどのように耕作するのでしょうか。水の入れ場も進入路もなくなるので、死んでしまいます。今作っている人はどうしたらよいのでしょうか。

事務局（●● ●●君）

南側から進入できないのでしょうか。

6 番（● ●君）

南側は●●●●の駐車場になっています。奥を作っている人に入れなくなる旨を説明するか、小作地であるなら解約しないと。周辺農地に明らかな支障が出てしまいます。この問題を解決しないと許可してはいけないと思います。

事務局（●● ●●君）

●委員のおっしゃるとおりだと思います。事務局の方で手順を確認し、申請者の方へ指導をしたいと思います。なので今回は一度保留にさせていただければと思います。

議長（●● ●●君）

他にないようでありますので議案第 4 号・番号 1 については処分保留にしたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第 4 号・番号 1 は処分保留にいたします。

議長（●● ●●君）

続きまして、日程 3 の報告第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による解約通知について、事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書 6 ページをご覧ください。報告第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による解約通知についてですが、番号 1 について、農地の所在は前潟字四ノ割●●●番●、地目が田、面積が 6 3 8 m²、前潟字四ノ割●●●番●、地目が田、面積が 6 1 5 m²、前潟字四ノ割●●●番●、地目が田、面積が 6 4 m²で、合計 3 筆、1, 3 1 7 m²です。貸付人は早島町前潟●●番地にお住いの故・●● ●●さんの相続人代表、●● ●●さん、借受人は早島町長の中川 真寿男さんです。解約成立年月日は令和 3 年 1 月 2 0 日で、土地の引渡日は令和 3 年 3 月 3 1 日です。位置図は 7 ページです。報告は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して、ご質問・ご意見等ございませんか。

7 番（●● ●●君）

前回の農業委員会で、生涯学習課がイ草田の契約を継続したいということで説明に来られたと思うのですが、解約をするということで、なぜ解約までするのか、そして町としてはイ草保存事業をやめるのか、この点について事務局は何か聞かれていますか。

事務局（●● ●●君）

前回、農業委員会としては、当該地の全てをイ草の耕作ができる見込みがないという点で、農地法3条の許可が難しい旨を担当課に伝えています。

それを受けて担当課で再度当該地の全てを耕作できるかを検討したところ、町の事業としては困難であると判断されて、当該地でのイ草保存事業は断念されています。

ただ事業が廃止になったということではなく、事務局が聞いている範囲では、現在はプランターでイ草を栽培しており、そのプランターは公民館や幼稚園、小学校で管理をしているということです。

7番（●● ●●君）

現在、当該地にはイ草を植えているのではないのでしょうか。そこも原状復帰して地権者へ返す必要があるのではないのでしょうか。

2番（●● ●●君）

今、そのイ草を含めて草刈がされています。

事務局（●● ●●君）

3月31日が土地の引渡し予定であるので、事務局でも現地を確認しようと考えています。

議長（●● ●●君）

町が関与しているからといって、荒らしていい理由にはなりません。

他にないようでありますので、以上で報告第2号を終わります。

それでは、その他について事務局からお願いします。

事務局（●● ●●君）

次回の農業委員会は3月11日（木）10時からを予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付致しますのでよろしくお願い致します。以上で、その他の報告事項を終わります。

議長（●● ●●君）

以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。

令和3年第2回早島町農業委員会を閉会いたします。

